

南伊豆町お試し移住事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南伊豆町（以下「町」という。）への移住を検討している者等にお試しで移住を体験するために必要な仕組みを提供することで、町での生活体験をしながら地域との交流や移住に必要な情報収集等（以下「移住体験」という。）を行う機会をつくり、町への移住を推進し、もって、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し移住 町に移住を検討する者に対し、移住体験の仕組みを提供し、町内での生活体験や地域での活動への参加を促す事業をいう。
- (2) お試し移住施設 南伊豆町移住推進協議会（以下「協議会」という。）が管理、運営する施設であって、お試し移住を行う者に提供又はお試し移住を行う者が賃借し使用する施設及び本事業の趣旨に賛同する町内の宿泊施設等をいう。

(対象者)

第3条 お試し移住事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) お試し移住事業利用申請書を提出し、その利用を認められた者及びその家族
- (2) 町を通じてインターンシップ又は町内で研究活動を行う学生
- (3) 町を通じてワーキングホリデーに参加している者
- (4) その他町への移住促進、体験交流、情報発信のため町長が特に利用を認める者

(申請)

第4条 お試し移住事業の利用を希望する者は、あらかじめ協議会において、お試し移住施設の利用可能日程等についての調整を行ったうえで、南伊豆町お試し移住事業利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）を町長に提出するものとする。

(利用の決定)

第5条 町長は、前条の規定による利用申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その可否を決定し、南伊豆町お試し移住事業利用可否決定通知書兼滞在費助成金

交付可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により利用申請者に通知するものとする。

（移住体験支援）

第6条 町長は、前条の規定によりお試し移住事業の利用を許可された者に対して、お試し移住施設の利用調整、町内での生活体験及び地域での活動についての支援を行うものとする。

2 前項に規定する支援については、協議会に委託することができる。

（滞在費の助成）

第7条 町長は、第5条の規定によりお試し移住事業の利用を許可された者が、お試し移住施設に滞在する場合、その滞在に係る費用の一部を助成するものとする。

2 前項の規定により助成する額は、別表に定める。

（交付申請）

第8条 第5条の決定に基づき、お試し移住事業を利用した者がその滞在費の一部について助成を受けようとする場合は、南伊豆町補助金の交付等に関する規則（平成17年規則第1号）第3条の規定にかかわらず、南伊豆町お試し移住事業利用報告書兼滞在費助成金交付申請書（様式第3号。以下「助成金交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（交付確定等）

第9条 町長は、助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付額を確定し、南伊豆町お試し移住事業滞在費助成金交付確定通知書（様式第4号）により助成金の交付申請を行った者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 前条の通知を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により交付する助成金は、助成金の交付が確定した者からの申請に基づき、お試し移住施設の管理者等に交付することができる。

（遵守事項）

第11条 お試し移住事業の利用者は、施設管理者の指示に従うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

お試し移住に係る滞在費の助成額（率）

区分	助成率	助成の条件等
短期利用（町内の宿泊施設利用）	宿泊費又は家賃の20%以内	1 宿泊施設において設定する宿泊費分に限る。 2 利用できる宿泊施設及び利用金額については、別に定める。
中期利用（協議会が管理するお試し移住施設利用）		1 1か月単位での利用料とし、日割りでの計算は行わない。 2 利用できる施設及び利用金額については、別に定める。
長期利用（空き家バンク登録物件の賃貸借契約に基づく利用）		1 敷金及び仲介手数料にかかる部分を含む。